

地域活性化事業に係る銀行等の議決権保有制限 (いわゆる5%ルール)の例外措置の拡充

官報（令和元年10月15日付 号外第138号）より抜粋

○内閣府令第三十四号
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和元年十月十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令
（銀行法施行規則の一部改正）
第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「対象規定」という）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

（特例対象会社）
第十七条の七の三 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

（特例対象会社）
第十七条の七の三 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
- イ 当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
- ロ 当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
- 二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの

- イ 官公署
- ロ 商工会又は商工会議所
- ハ イ又はロに準ずるもの
- ニ 弁護士又は弁護士法人
- ホ 公認会計士又は監査法人
- ヘ 税理士又は税理士法人
- ト 第十七条の三第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該銀行の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

- イ 官公署
- ロ 商工会又は商工会議所
- ハ イ又はロに準ずるもの
- ニ 弁護士又は弁護士法人
- ホ 公認会計士又は監査法人
- ヘ 税理士又は税理士法人
- ト 第十七条の三第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該銀行の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）